

残しておく和良好的でしょう。

● 親子交流についての取り決めについて

具体的な条件を取り決めておくこと良いでしょう。

例えば、

1.親子交流の内容…どのような方法で交流するのか
2.親子交流の頻度…月に何回、何時間程度で実施するのか、
宿泊を伴うか、などお子さんの成長に合わせて頻度は
変化していくことも考えながら無理のないように取り決めることが
大切です。

3.その他の特記事項…どこで待ち合わせるか、どのように連絡を取
り合うか、

プレゼントに関する事など

子どもにとって望ましい親子交流を行うためには、父母双方の協力が
欠かせません。

状況に応じて話し合い、協力しながら子どもにとって最も良い親子
交流を

行っていくことが大切です。

YELLながさきでは、モデル地区：西彼地区（長与町、時津町）

東彼地区（東彼杵町、川棚町、波佐見町）にお住まいの方が、親子
交流を

検討されている場合、第三者機関として無料でご支援が出来ます。

親子交流をご検討されている方はご相談ください。

法務省が作成した親子交流に関するパンフレット

<https://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf>

■ 支 援 情 報 —————

◆ < 募 集 > 県 営 住 宅 の 入 居 者 募 集

募集住宅の申込書などを10月25日（金）から県住宅供給公社の

本社および各地区事務所、県庁、各振興局（長崎・県北・県央）などで配布します。

● 申込期間

郵送受付：10月25日（金）～11月4日（月・祝）

窓口受付：11月8日（金）～11日（月）

※申し込みは原則郵送（消印有効）、

申し込み多数の場合は抽選者を決定します。

県住宅供給公社 TEL 095-823-3050

佐世保事務所 TEL 0956-22-9612

諫早事務所 TEL 0957-26-9053

大村事務所 TEL 0957-52-6825

■ お知らせ —————

◆ 10月1日に事務所を移転しました。

移転先住所

〒852-8104 長崎県長崎市茂里町 3-24

長崎県総合福祉センター県棟 2階

TEL:095-801-4445 FAX:095-801-4446

※TEL・FAXは今までと同じです。

■ 10月の予定 —————

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

11月20日（水）13:00～16:00 <事前予約受付中>

担当は鷲見弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

弁護士法人 ALAW & GOOD LOOP 長崎オフィス

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編集後記 —————

◆ 長崎スタジアムシティオープン

皆さま、令和6年10月14日に長崎スタジアムシティがオープンしました。

スタジアムシティの広さは東京ドーム 1.5 個分です。

ショッピングしたり、お散歩するのも楽しいです。

長崎スタジアムシティならではの楽しみを紹介します。

・ Z I P L I N E

日本発、サッカースタジアム上空を滑走するジップライン

スタジアムシティNORTH屋上からスタジアムシティSOUTH
屋上を

結ぶ長さ 258メートルの距離を4本のラインで滑走します。

目の前に広がる長崎の港、そして横に見える稲佐山。長崎の美しい
景色を

一望することができます。

長崎の美しい景色と長崎スタジアムシティの特別な眺めを同時に堪能
できます。

・ 温浴施設 Y U K U L U

子どもから大人まで楽しめる施設です。

ゆったりリラックスメキます。

長崎の“和・華・欄”をデザインに落とし込んだサウナ室もあります。
す。

足湯もおすすりです。

最後までご覧いただき、ありがとうございました。